

仕 様 書

1 委託業務名

フランス向け岡山県・島根県周遊 PR 事業に係る業務

2 実施主体

岡山県インバウンド推進協議会

島根県商工労働部観光振興課

3 目的

滞在日数が長く、広域周遊する傾向のあるフランス市場をターゲットに、旅行会社招請ツアーを実施し、2025年の大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭開催時期に合わせた旅行商品の造成を働きかけ、4月にデビューした新型特急やくもを利用した周遊滞在による岡山県、島根県（以下「2県」という。）への誘客を促進する。

4 事業概要

(1) FAM ツアーの実施

フランスの現地旅行会社を招請し、特急やくもを利用する2県の観光地を巡るツアーを実施することにより、2県の魅力や、2県を巡る広域周遊ルートをPRする。

(2) 商談会の開催

FAM ツアーに招請した旅行会社と2県の旅行事業者との商談会を開催し、旅行商品の造成につなげる。

5 委託業務

上記4に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

(1) 共通事項

ア 招請する旅行会社は3社（1社1名）とする。

イ 日程、行程については、(別紙) 行程表を基本として実施すること。

ウ 招請する旅行会社の選定、調整、航空券の手配等は別途実施しているため、積算に含めないこと。なお、航空会社との連絡調整が発生する場合がある。

(2) 上記4 (1) について

ア 日程及び行程については、(別紙) 行程表を基本として必要な予約手配等を行うこと。

(3日目の出雲空港から7日目の岡山空港までの予約手配等を行うこと。)

イ (別紙) 行程表を参考に、フランス人観光客の嗜好や特性、顧客層等を踏まえた魅力的な行程を提案すること。なお、(別紙) 行程表に記載の★印のある候補地については必ず行程に含めるものとする。採択後、実施主体と行程を協議すること。

ウ FAM ツアーの実施中及び実施後には訪問した観光地の印象や改善策案等についてヒアリング等を行うこと。

エ FAM ツアーの円滑な実施のため、必要な数の通訳を手配すること。

オ フランスから航空会社のスタッフ1名が同行する。当該スタッフに係る経費も招請者と同様に積算に含めること。

(3) 上記4 (2) について

ア (別紙) 行程表の日程のとおり実施し、必要な手配や運営を行うこと。

- イ 商談1回あたりの時間は移動時間を含め20分程度とし、現地旅行会社1社当たり10回程度の商談が行えるようにすること。
- ウ 適切な規模の会議室等を確保すること。
- エ 商談会は、フランス旅行会社が着席し、各県内旅行事業者が個別にテーブルを回る形式とする。
- オ 商談のマッチングに当たっては、フランス旅行会社、各県内旅行事業者双方へ参加者情報の提供を行い、可能な限り双方のニーズに応じた商談が可能となるよう、マッチングを行うこと。
- カ 必要な数の通訳を配置すること。
- キ 参加者に対して留意事項の事前周知を行い、当日もスムーズな進行のための情報揭示及び人員を配置するなどして、円滑な運営に留意すること。
- ク 商談会后、2県の参加事業者に対し、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については事前に実施主体と協議を行うこと。

6 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の実施に当たっては、実施主体の指示に従うこと。また、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、実施主体と受託者の間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (2) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (4) 事業の実施に当たり知り得た事実又は個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること
- (5) 本事業により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用当をしてはならない。
- (6) 事業の実施に当たり第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (7) 社会情勢等による委託業務の実施時期の変更等への対応についても想定しておくこと。
- (8) 実施主体は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。

7 委託期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

8 委託限度額

3,628,000円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

9 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）2部
- (2) 提出場所 岡山県インバウンド推進協議会
- (3) 提出期限 令和6年9月30日
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
 - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。